一般社団法人岩手県テニス協会加盟登録規則

（趣旨）

第１条　一般社団法人岩手県テニス協会（以下「本協会」という。）定款（以下「定款」という。）第１１条及び第４６条の規定に基づき、会費の負担及び加盟登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（会費の種類）

第２条　本協会の会費の種類は、次のとおりとする。

（１）　加盟金　　定款第９条第１項第１号に規定する正会員として新たに加盟する者の会費

（２）　年会費　　定款第９条第１項第１号に規定する正会員が毎年度負担する会費

（３）　加盟登録料　　定款第９条第１項第２号に定める個人登録会員が毎年度負担する会費

（加盟金）

第３条　正会員の加盟金は、１団体 20,000 円とし、個人は徴収しない。

（年会費）

第４条　正会員の年会費は、次のとおりとする。

（１）　団体　20,000 円

（２）　個人　 2,000 円

２　個人の正会員は、第２条第 3 号に定める加盟登録料は徴収しない。

（加盟登録料）

第５条　個人登録会員が毎年度負担する加盟登録料は、2,000 円とする。

（会費の納入方法）

第６条　定款第１０条第１項により加盟した団体は、加盟した年度末までに、本協会に会費を納入しなければならない。ただし、活動を休止し会費の納入免除を受けようとする団体は、本協会に休会届を提出して理事会の承認により 3 年間に限り会費の納入免除の取り扱いを受けることができる。

２　定款第１０条第１項及び第２項により加盟した個人は、別に定める登録システムにより登録の上、居住地、勤務地又は所属クラブ登録の市町村協会を通じて、年会費又は加盟登録料を本協会に納入しなければならない。ただし、岩手県高等学校体育連盟所属テニス部員は同連盟を通じて、小中学生は所属団体を通じて、加盟登録料を本協会に納入することができる。

（改廃）

第７条　この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（補則）

第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

１　この規則は、平成３１年４月２８日から施行する。

２　一般財団法人への移行前の岩手県テニス協会に加盟していた団体については第２条に定める加盟金を徴収しない。

３　一般財団法人への移行前の岩手県テニス協会の平成 31 年度の年会費を納入した団体については第２条に定める当該年度の年会費を徴収しない。

４　一般財団法人への移行前の岩手県テニス協会の平成 31 年度の競技登録料を納入した者については第２条に定める当該年度の加盟登録料を徴収しない。

附　則

この規則は、令和６年３月３日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１２日から施行する。